

公益社団法人茨木市シルバー人材センター安全就業基準

制定 平成 24 年 4 月 1 日

最新施行 令和元年 5 月 1 日

(目的)

第 1 条 この安全基準は公益社団法人茨木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全就業について必要事項を定めることを目的とする。

(遵守事項)

第 2 条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第 3 条 会員は、就業に当たっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は安全第一を心がけ、急いだり、あわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装、履物は作業にあった動きやすいものにする。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。
- (8) 酒気を帯びての就業は、絶対にしないこと。
- (9) 就業先との往復時や就業中は、交通事故に気をつけること。
- (10) 健康の維持には常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (11) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

(作業別の安全・適正)

第 4 条 会員は、植木剪定、除草及びその他の危険を伴う作業に従事する場合は別に定める作業別安全・適正就業実施要領に基づき、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第 5 条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに、必要に応じて命綱を使用しなければならない。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事するときは保護具を着用し、作業に従事しなければならない。

(交通災害)

第 6 条 会員は、就業先との往復時や就業中、自動車やバイク、自転車を使用するときは、交通ルールをよく守り、慎重に運転しなければならない。

2 路上での作業に従事する場合は、交通事故に十分注意しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから作業に着手しなければならない。

(標識等の設置)

第8条 会員は、通行人に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識及び防護ネットを設置し、事故の未然防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業しなければならない。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検及び作業中に不良箇所あるいは異常を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、就業先との往復時や就業中にけがをしたとき、又は心体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者、あるいは本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(安全・適正就業推進員)

第12条 安全就業を適正に推進するため、安全・適正就業推進員（以下「推進員」という。）1名をセンターに置くものとし、理事長が任命する。

2 推進員は、安全就業巡回実施計画(別紙1)を作成し、剪定、除草の就業現場に週2回以上巡回を行うものとする。

3 推進員は、就業状況から人的な危険度が高いと判断される場合は、ただちに就業を停止又は適正な指導を行うものとし、巡回終了後、安全就業巡回実施報告書(別紙2)により理事長に報告すること。

4 推進員は、安全・適正就業委員による安全・適正就業パトロールを年2回以上実施し、その結果を、安全・適正就業パトロール点検表(別紙3-1・3-2)により理事長に報告すること。

(その他)

第13条 会員は、この基準に定める以外に、センター等より指示があった場合は、それに従い作業しなければならない。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 11 月 5 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(公社) 茨木市シルバー人材センター理事長 様

安全・適正就業推進員

安全就業巡回実施計画

標記について下記のとおり安全就業巡回を実施します。

記

1 巡回予定日時

- ・ 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
- ・ 年 月 日 ()
午前 時 分 ~
午後 時 分 ~

2 巡回予定場所

3 就業内容

- 剪定 ・ 除草

4 その他

(提出先) 茨木市シルバー人材センター理事長

安全・適正就業推進員

⑨

安全就業巡回実施報告書

巡回実施日時	年 月 日 時 分		
実施場所	茨木市		
就業現場責任者	(剪定・除草)	作業リーダー名	
評価及び指導	評価 (良好・普通・否) (指導)		

剪定業務		除草業務	
	(基本事項)		(基本事項)
A	ヘルメット着用	A	ヘルメット着用 (夏季期間については別に定める)
A	安全帯の着装 (地上より 2 m 以上)	A	作業現場での注意喚起措置
		A	作業中における火気管理
		A	安全ネット
	(脚立・梯子使用作業)		(刈払機作業)
A	脚立脚が二等辺三角形になっているか	A	保護メガネの着用
A	脚立の開き止めがされているか	A	ヘルメット着用
B	周辺に刃物類が置かれていないか		
B	地盤の状況により敷板を敷いているか		
A	脚立・梯子・足場板は固定されているか		

Aは、直ちに就業停止

Bは、適正指導

(提出先) 茨木市シルバー人材センター 理事長

安全・適正就業推進員

㊦

安全・適正就業パトロール点検表

剪定業務		除草業務	
	(基本事項)		(基本事項)
A	ヘルメット着用	A	ヘルメット着用(夏季期間については別に定める)
A	安全帯の着装(地上より2m以上)	A	作業現場への注意喚起措置
		A	作業中における火気管理
		A	安全ネット
	(脚立・梯子使用作業)		(刈払機作業)
A	脚立脚が二等辺三角形になっているか	A	保護メガネの着用
A	脚立の開き止めがされているか	A	ヘルメット着用
B	周辺に刃物類が置かれていないか		
B	地盤の状況により敷板を敷いているか		
A	脚立・梯子・足場板は固定されているか		

Aは、直ちに就業停止

Bは、適正指導

実施日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
実施場所	茨木市	
就業現場責任者	(剪定・除草)	
点検者		
評価及び指導等	(良好・指導等)	

(提出先) 茨木市シルバー人材センター 理事長

安全・適正就業推進員

㊦

安全・適正就業パトロール点検表

※点検し適正であれば()内に○印をつける。

軽作業業務	清掃業務
<input type="checkbox"/> 発注者からの指揮命令はないか <input type="checkbox"/> 作業に適した服装であったか(履物を含む) <input type="checkbox"/> 高齢者が働く環境に適しているか <input type="checkbox"/> 無理な姿勢で作業をしていないか <input type="checkbox"/> 危険な機械等を扱っていないか <input type="checkbox"/> 高所作業が含まれていないか 作業現場状況 作業場所 <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 狭い <input type="checkbox"/> 暗い <input type="checkbox"/> 危険	<input type="checkbox"/> 発注者からの指揮命令はないか <input type="checkbox"/> 作業に適した服装であったか(履物を含む) <input type="checkbox"/> 高齢者が働く環境に適しているか <input type="checkbox"/> 無理な姿勢で作業をしていないか <input type="checkbox"/> 危険な機械等を扱っていないか <input type="checkbox"/> 高所作業が含まれていないか 作業現場状況 作業場所 <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 狭い <input type="checkbox"/> 暗い <input type="checkbox"/> 危険

その他、気付いた点	
-----------	--

実施日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
実施場所	茨木市
就業現場責任者	
点検者	
評価及び指導等	(良好・指導等)